

NO.91 2013. 3. 8

労働 徳 島

発行 徳島県商工労働部労働雇用課
 徳島市万代町1丁目1番地
 TEL:088-621-2348 FAX:088-621-2852
 県ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/>

武庫川女子大学と「就職支援に関する協定」を締結しました

徳島県では、県外の大学に進学している多くの県出身大学生に、採用意欲の高い県内企業にあらためて目を向けてもらい、学生の就職支援を組織的・継続的に行うとともに、県内企業の人材確保を行い、地域経済の活性化につなげるため、県外の大学と就職支援協定を締結しています。

この度、新たに女子大学としては全国でも最大規模である武庫川女子大学と就職支援に関する協定を締結しました。その後、県内出身の学生を交え、意見交換が行われました。



調印式



知事・学長・県内出身学生

武庫川女子大学

- 学 部 文学部・健康スポーツ科学部・生活環境学部・音楽学部・薬学部・短期大学部
- ※学生在籍者数 10,290人(うち徳島県出身者98名)(平成24年5月1日現在)
- 締結日 平成25年2月1日

協定の主な内容

- (1) 学生に対する県内の企業情報、各種イベント等の周知に関すること
- (2) 学内で行う合同企業説明会等の開催に関すること
- (3) 保護者向けの就職セミナー開催に関すること
- (4) 学生のUターン就職に係る情報交換及び実績把握に関すること
- (5) 学生のインターンシップ受入の支援に関すること
- (6) その他、学生のUターン就職促進に関すること

就職支援協定大学

- ・ 龍谷大学 (平成23年12月19日) ・ 立命館大学 (平成24年 1月30日)
- ・ 関西学院大学(平成23年12月22日) ・ 京都女子大学(平成24年10月19日)

「確かな未来」が会社を変える。

中退共 で退職金。
 CHU-TAI-KYO

「中退共」は中小企業が加入しやすい
 国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから**安全・安心!**
 さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立で**ラクラク管理!**
 管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は**全額非課税**でオトク!
 節税に加え、手数料もかかりません。

- **パートタイマーさん**も
 ご加入いただけます。

詳しくは
 ホームページをご覧ください

中退共 **検索**

<http://chutaikyو.tais yokukin.go.jp/>

平成25年度 新規事業の紹介

労働雇用課と産業人材育成センターの平成25年における新規事業の概要について紹介します。

労働雇用課

「働くパパママ」就業促進事業

女性が結婚・出産・育児等にかかわらず、安心して働くことができる環境を整備するとともに、男性の育児参加促進を応援します。

- (1) ファミリー・サポート・サービス体制の全市町村展開
- (2) 「はぐくみ支援企業」認証・表彰事業所数の増加、パネル展の積極展開
- (3) 企業に対して必要な助言を行うため、女性の就労促進・相談、事業所内保育施設設置等に専門知識をもつアドバイザーを派遣 など

障害者雇用促進強化事業

働く意欲のある障害者が特性に応じて能力を発揮できる社会の実現を目指します。

- 障害者雇用優良企業等の表彰・パネル展の開催
- 「とくしま障害者雇用促進行動計画」の改定
- 学校視察、企業向け研修会の開催
- 特別支援学校生徒の職場体験先・職場開拓の支援 など

産業人材育成センター

産業人材育成プログラム事業

中央テクノスクールが開校する平成25年度を「産業人材育成元年」と位置づけ、人材育成にかかる事業を積極的に展開します。

- (1) テクノスクール3校による一体的取り組み
- (2) 成長分野における訓練分野の展開
- (3) 他施設との連携強化
 - ① 徳島県産業人材育成支援会議を核とした連携
 - ② 工業技術センターとの相互協力
 - ③ ポリテクセンター徳島との連携 など

産業人材育成センター 労働雇用課

ステップbyステップ・キャリア形成支援事業

成長段階に応じた「職業観の育成」を図るための取組みを実施します。

- (1) 小・中学生就業体験事業

仕事を「知る、触れる、考える」ための、①「工具を使った、ものづくり」や「ネイルアート」、②「実際の職業訓練メニュー」などの就業体験
- (2) 高校・大学生就業意識形成・就活サポート事業

就職を「目指す、体験する、歩み出す」ための、①企業採用担当者による「出前授業」、②就職支援協定を締結した大学における「就職セミナー」 など

徳島県はぐくみ支援企業の認証を取得しませんか

●徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは？

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

●認証企業等一覧（平成24年11月2日～25年1月18日認証分）

子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組む企業はこちらです。

企 業 名	業 種
株式会社ヨコタコーポレーション	汎用機械器具製造業
税理士法人マスイージェント	その他生活関連サービス業
社会福祉法人鴨島ひかり乳幼児保育園	保育サービス業
株式会社藤政	水産物卸売業
社会福祉法人おおぎ福社会	保育サービス業
医療法人青志会	医療業・社会保険・社会福祉・介護事業
株式会社齋藤鉄工所	金属製造業
医療法人悠穂会	医療業
医療法人三野田中病院	医療業
株式会社ボン・アーム	その他小売業

★はぐくみ支援企業に認証されると次のメリットがあります。

- 1 子育て支援に積極的に取り組む企業として、イメージアップにつながります。
- 2 徳島県のホームページで「はぐくみ支援企業」としてPRします。
- 3 金融機関による低利融資の支援対象となります。

（取扱金融機関：阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、商工組合中央金庫）

★応募方法について

お申し込みは、次の書類を労働雇用課までご提出ください。郵送、持参いずれでも結構です。
様式は、県のホームページからダウンロードできます。

〈提出いただく書類〉 ◎はぐくみ支援企業認証申込書 ◎「一般事業主行動計画」の写しなど

●「はぐくみ支援企業パネル展」を開催しました！

平成25年最初の「はぐくみ支援企業パネル展」を開催しました。

日 時：平成25年1月25日(金)～2月11日(月・祝)

場 所：板野郡藍住町奥野字東中須88番地1
ゆめタウン徳島 2階 専門店ゾーン



「はぐくみ支援企業パネル展」の様様

産業人材育成支援拠点

徳島県立中央テクノスクールがいよいよ4月に開校します



平成25年度生テクノスクール「フリーコース」第三期募集案内

校名	所在地	科名	訓練期間	応募資格等	試験種類
中央テクノスクール	〒770-0865 徳島市南末広町23-64 TEL 088-678-4690 FAX 088-678-4692	金属技術科	1年	特になし	一般試験
		木工技術科	1年		一般試験
		電気環境システム科	1年		高卒以上
南部テクノスクール	〒779-1402 阿南市桑野町岡元109-1 TEL 0884-26-0250 FAX 0884-26-1121	塗装技術科	1年	特になし	一般試験
西部テクノスクール	〒779-4101 美馬郡つるぎ町貞光字東浦128-4 TEL 0883-62-3067 FAX 0883-62-3140	電気工事科	1年	特になし	一般試験
		住宅建築科	1年		一般試験
		車体整備士科	2年		高卒以上

※第三期募集では、第2希望訓練科の応募はできません。

応募資格等	一般試験 特になし。 高卒試験 高等学校卒業者 (平成25年3月新規高等学校卒業見込者を含む)
応募手続き	1 申込み期間…平成25年3月1日(金)～平成25年3月15日(金) 2 提出書類…◆入校願書(たて4cm、よこ3cmの写真を貼付のこと) ・用紙は各県立テクノスクール及び公共職業安定所にあります。 また、各県立テクノスクール及び徳島県産業人材育成センターのホームページからダウンロードできます。 ◆新規中学校卒業見込者は、職業相談票「乙」 ◆新規高等学校卒業見込者は、就職者用の調査書 ◆高卒以上対象訓練科志望の方は、高等学校または大学の卒業証明書 (新規高等学校卒業見込者を除く) ◆宛先を記入した返信用封筒(長形3号)2枚 ・受験票郵送用1枚(80円切手貼付) ・合否通知郵送用1枚(410円分の切手貼付) 3 申し込み先…入校志望の県立テクノスクール又は各公共職業安定所
応募にあたっては	1 就労経験がある方は、出願前に必ず居住地を所管する公共職業安定所にて、職業相談を行ってください。 2 障害のある方は、出願前に訓練内容等について各県立テクノスクールに相談してください。
入校試験及び選考の日程	1 選考方法…筆記試験(国語・数学 各40分間)及び面接 2 選考日時…平成25年3月21日(木) 10:00～ (追試験 平成25年3月22日(金) 10:00～) 3 選考場所…入校志望の県立テクノスクール 4 合格発表…平成25年3月25日(月)

◎応募手続き・訓練内容等の詳細については、入校志望の県立テクノスクールまたは公共職業安定所にお問い合わせください。

ろうきんホール・在職者訓練棟をご利用ください

事業主等の皆さんの職業訓練や研修、講演会・イベント・行事などにご利用ください。

ろうきんホール

人材育成に関する研修会や講座をはじめ、会議・講演会・イベントなど多目的に利用できます。



教室形式（机・椅子席3人掛け）でのご利用の場合の定員は195人です。
（机・椅子席2人掛けの場合は、140人）



講演形式（椅子席のみ）の定員は約300人
利用スタイルにあわせて、ご自由にレイアウトしてご利用ください。

在職者訓練棟

職業訓練や人材育成に関する研修会・講座などに利用できます。



「実習室」は、様々なものづくりの実技講習などにご利用ください。（面積203㎡）



少人数から30人までの学科研修などに「教室」をご利用ください。（定員約30人）

貸し出し施設・ご利用料金

区 分	ろうきんホール	在職者訓練棟
午前（9:00～12:00）	10,680円（1/2利用5,340円）	600円
午後（13:00～17:00）	14,240円（1/2利用7,120円）	800円
1日（9:00～17:00）	24,920円（1/2利用12,460円）	1,400円

休館日・ご利用時間

休 館 日	12月29日～1月3日
利 用 時 間	午前9時～午後5時

交通案内

徳島市営バス

- 東部循環バス(左回り・右回り) 総合土木庁舎下車 徒歩約1分
- 沖洲・南海フェリー 末広4丁目下車 徒歩約15分



住所
〒770-0865
徳島市南末広町23-64

駐車場
平日は約100台の駐車が可能

■お問い合わせ（申し込み先）
徳島県立中央テクノスクール
電話 088-678-4690
FAX 088-678-4692
URL <http://www.pref.tokushima.jp/techno/chuo>

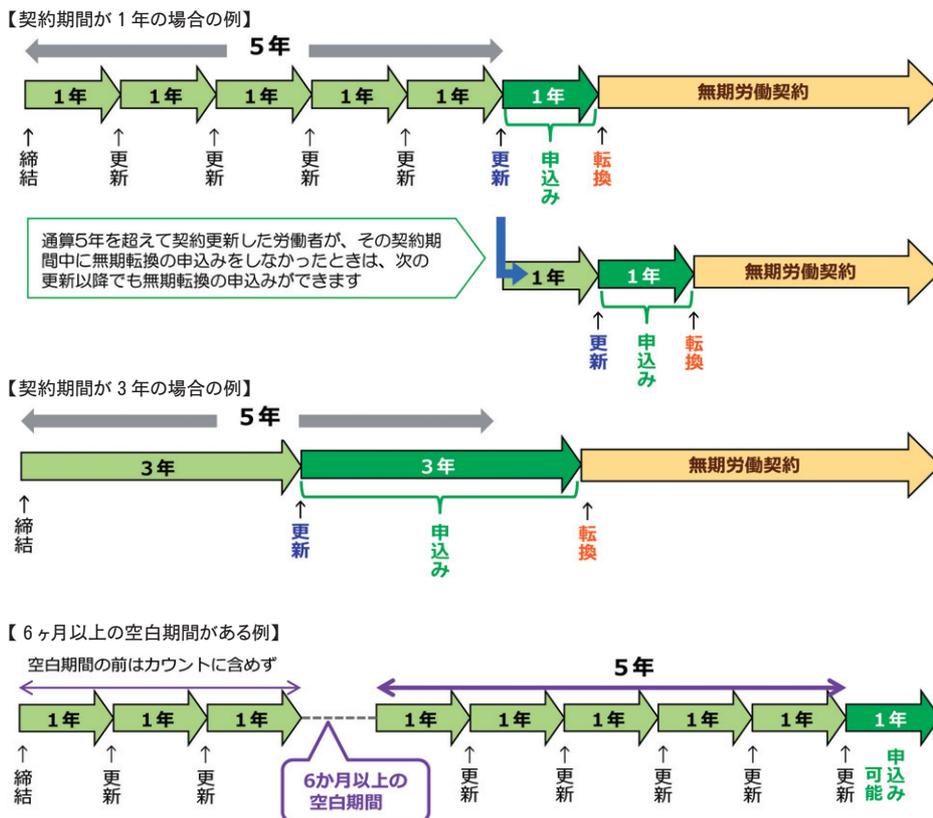
4月1日から労働契約法が施行されます

昨年8月、労働契約法の一部が改正され、「労働徳島No.90」でも掲載いたしました。

「雇止め法理」の法制化については、既に施行されておりますので、今回は、平成25年4月1日施行の「無期労働契約への転換」、「不合理な労働条件の禁止」の2つの改正について、再度掲載いたします。

1 無期労働契約への転換(第18条)

同一の使用人との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換される。ただし、通算契約期間は平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。



2 不合理な労働条件の禁止 (第20条)

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働契約の相違を設けることが禁止された。

対象となる労働条件	一切の労働条件について適用されます。 賃金や労働時間等の狭義の労働条件だけでなく、労働契約の内容となっている災害補償、サービス規律、教育訓練、付随義務、福利厚生など、労働者に対する一切の待遇が含まれます。
判断の方法	労働条件の相違が不合理と認められるかどうかは、 ①職務の内容（業務の内容および当該業務に伴う責任の程度） ②当該職務の内容および配置の変更の範囲 ③その他の事情 を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されます。 とりわけ、通勤手当、食堂の利用、安全管理などについて労働条件を相違させることは、上記の①～③を考慮して、特段の理由がない限り、合理的とは認められないと解されます。

職場におけるメンタルヘルス対策について

労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が6割を超える状況にあります。また、精神障害等に係る労災補償状況は、請求件数、認定件数とも近年、増加傾向にあります。

職場におけるメンタルヘルス対策については、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年3月31日付け健康保持増進のための指針公示第3号)が策定されており、以下にそのあらましを紹介します。

1 メンタルヘルスキアの基本的考え方

事業者は、自らが事業場におけるメンタルヘルスキアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定する必要があります。また、その実施に当たっては「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われるよう関係者に対する教育研修・情報提供を行い、「4つのケア」を効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、休業者の職場復帰のための支援等が円滑に行われるようにする必要があります。

なお、メンタルヘルスキアの推進に当たっては、個人情報保護に配慮することが重要です。

2 心の健康づくり計画

メンタルヘルスキアの推進に当たっては、事業者が労働者の意見を聞きつつ事業場の実態に即した取組を行うことが必要です。心の健康づくり計画に盛り込む事項は、次のとおりです。

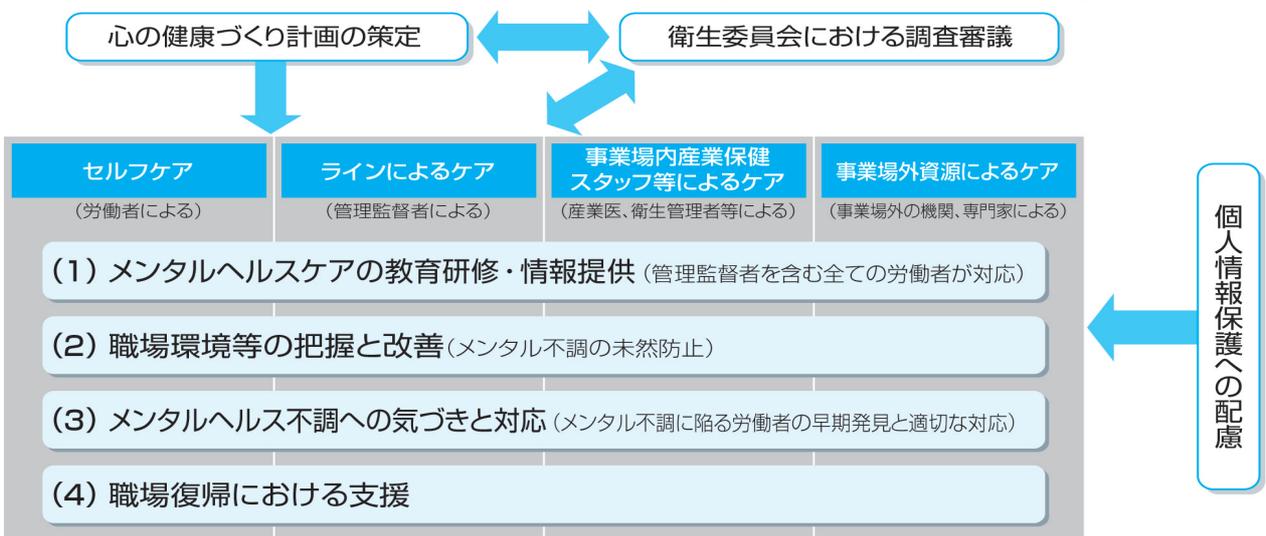
- ①事業者がメンタルヘルスキアを積極的に推進する旨の表明に関する事
- ②事業場における心の健康づくりの体制の整備に関する事
- ③事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスキアの実施に関する事
- ④メンタルヘルスキアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関する事
- ⑤労働者の健康情報の保護に関する事
- ⑥心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事
- ⑦その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関する事

3 4つのケアとは？

- ①セルフケア…労働者自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減する、あるいはこれに対処すること
- ②ラインによるケア…労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境等の改善や労働者に対する相談対応を行うこと
- ③事業場内産業保健スタッフ等によるケア…事業場内産業保健スタッフ等が、事業場の心の健康づくり対策の提言を行うとともに、その推進を担い、また、労働者及び管理監督者を支援すること
- ④事業場外資源によるケア…事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受けること

4 メンタルヘルスキアの具体的進め方

4つのケアが適切に実施されるよう、以下の取組を積極的に推進することが効果的です。



徳島県の産業別最低賃金が改定されました

徳島県産業別最低賃金が平成24年12月21日に改定されました。下記の産業に従事する労働者に対しては、それぞれの産業ごとに定められた最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。徳島県地域別最低賃金の時間額と併せてご確認ください。

件 名	時 間 額	発 効 日	改 定 前
造作材・合板・建築用組立材料製造業	780円	平成24年12月21日	775円
はん用器械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	807円	平成24年12月21日	801円
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	766円	平成24年12月21日	759円

徳島県地域別最低賃金 時間額**654円**(発効日:平成24年10月19日)

最低賃金に関するお問い合わせは、徳島労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署へ

労働条件に関するご相談は、最寄りの労働基準監督署まで

労働基準監督署では労働条件に関する相談を、面談あるいは電話でお受けしています。
(相談は無料です。匿名でも相談できます)

- ・徳島労働基準監督署(088-622-8138) ・鳴門労働基準監督署(088-686-5164)
- ・三好労働基準監督署(0883-72-1105) ・阿南労働基準監督署(0884-22-0890)

労働基準監督署の開庁時間内にご相談になれない方は、厚生労働省の「労働基準関係情報メール窓口」からも情報をお寄せいただけます。

https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/roudoukijun_getmail.html

※この記事に関するお問い合わせは、徳島労働局監督課(088-652-9163)まで。

ご存知ですか？労働委員会 ～雇用のトラブル まず相談～

徳島県労働委員会では、解雇・賃金未払・配転など、労使関係のトラブルが発生したとき、円満な解決をお手伝いするため、労働相談を行っています。

電話による相談もお受けしていますので、お気軽にご利用下さい。

1. 場 所 徳島市万代町1-1
労働委員会事務局(県庁11階)

2. 日 時 土・日・祝日を除く毎日 9時～16時

専門相談

毎週木曜日に、弁護士など労働問題に詳しい労働委員会委員による相談も行っています。
専門相談は予約制ですので、事前に予約してください。

お問い合わせ先

徳島県労働委員会事務局(県庁11階)
電話 088-621-3234(土・日・祝日を除く)